

とくしまニューコネクト創出事業委託業務仕様書

1 業務名

とくしまニューコネクト創出事業委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

恋愛や結婚に関心を持ちながらも行動に踏み出せていない若年層を対象に、民間事業者の自由な発想やノウハウを活かした集客力の高い「新たな出会いイベント」を開催し、行動するきっかけとなるような気軽で自然な出会いの機会を創出することを目的とする。

4 業務内容

とくしまニューコネクト創出事業委託業務（以下「本業務」という。）においては、以下（1）から（3）に定める業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、県と調整した上で実施すること。

（1）出会いイベントの開催要件

ア 開催時期・回数

契約期間内に1回以上開催すること。

イ 対象者

20～39歳の独身男女

ウ 実施形態

対面で行うリアルイベント、メタバース等を活用したオンラインイベント又はその両方を組み合わせたハイブリッド方式のイベント等、実施形態は問わず、高い集客効果やマッチング効果が見込めるものとする。

エ 参加者の募集

（ア）参加者について

・募集人数は、実施形態や会場の収容人数、マッチング効果を考慮し、効果的な人数を提案すること。ただし、リアルイベントの場合は男女各50名以上の大規模イベント、オンラインイベント又はハイブリッド方式の場合は男女各10名以上とすること。

・参加費を徴収する場合は参加しやすい良識的な料金設定となるよう配慮して徴収を行うこと。また、参加費は受託者の収入とし、支出合計から差し引いた金額を県に請求すること。なお、参加費収入分を含めた見積書を作成し、企画提案書に添

付すること。

(イ) 広報について

・チラシ・ポスターの作成及び配布や SNS 等を活用した Web 広報等、恋愛や結婚に関心を持ちながらも行動に踏み出せていない若年層への効果的な広報・周知を図り、集客につながる具体的な方法を提案・実施すること。

(ウ) 参加者の募集・決定について

・参加希望者が手軽に申し込める参加申込フォームを設けること。(簡易プロフィールの入力も求める。)

・参加希望者からの申込受付、参加費の徴収及び参加決定の連絡を行うこと。

・参加申し込みの際に、独身である旨の誓約書の提出を求める又は申込フォームに確認欄を設けるなどして、参加者が独身であることを確認すること。

・参加者の募集状況について随時県と共有し、募集人数に満たない場合は追加の集客施策を講じること。

オ イベントの企画・運営

(ア) イベントの内容について

・若年層が参加しやすいよう、心理的ハードルを下げた気軽かつ自然な出会いの機会とすること。なお、出会いの先にある交際、結婚につながる内容が含まれるよう意識すること。

・イベントプログラムの冒頭には、イベント参加者全員が参加するレクリエーションを実施すること。

・参加者同士が十分に交流でき、本イベントが出会いのきっかけとなるようグループごとの共同作業やゲーム、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。

・今後も連絡を取りたい異性(複数可)と連絡先を交換できる機会を設けること。

・プログラムの景品等として金品を参加者に配布する場合、その総額は参加費収入を超えない範囲内とすること。

・雨天時における対応も想定したプログラムとすること。

・イベントの最終的な内容は、企画提案をもとに、県と調整した上で決定すること。

(イ) イベントの運営について

・運営監督責任者、司会進行者の他、参加者に対し、必要に応じてサポートできる人員を適宜配置すること。なお、徳島県が運営する「とくしまマリッジサポートセンター(マリッサとくしま)」との連携が必要な場合は、具体的な連携体制や役割分担について提案すること。

・受付が滞りなく行えるよう、受付方法を工夫すること。なお、受付時に写真付きの本人確認書類等を提示させ、参加要件及び申込者本人であることを確認すること。

・運営マニュアルを作成し、円滑に運営すること。

・気象状況その他の事由により中止する場合に備え、あらかじめ参加者への連絡体制を準備しておくこと。また、中止する場合は事前に県と協議するとともに会場、参加者等の調整を行うこと。

(2) アンケートの実施

アンケートを2回（イベント当日、約1か月後）実施すること。多くの参加者から回答が得られるよう工夫すること。

ア イベント当日

イベント参加前後における、出会いや結婚に対する気持ちや行動の変化を効果測定すること。また、その結果からイベントの改善点を抽出し、今後の出会いイベント企画に向けた基礎資料として活用できる、県の出会い・結婚支援に資する内容とすること。

イ 約1か月後

連絡先を交換した異性との関係性の進展状況について追跡調査を行うこと。また、その結果から交際に至らなかった原因や課題等を抽出し、必要とされているフォローアップ体制等、今後の結婚支援事業の基礎資料として活用できる、県の出会い・結婚支援に資する内容とすること。

(3) その他関連業務

HP上にてイベント情報やその結果を掲載するため、掲載素材（イベントのチラシデータや当日の写真データ等）を作成すること。

5 成果目標（KPI）

本業務を実施するにあたり、下記の目標指数を達成するよう努力、工夫を行うこと。

- (1) イベント参加者のうち、満足したとアンケートに回答した割合 80%
- (2) 以下のいずれか一方の指標を達成を目指すこと。
 - ・連絡先交換率 60%
 - ・マッチング率 45%

6 成果物

次に掲げる成果物を県に提出すること。

- (1) 広報に使用した資料
- (2) イベントに係る報告書
- (3) 参加者アンケート集計・分析結果
- (4) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料一式

(5) 業務完了報告書 1部

成果物一式は、業務完了後10日以内に提出すること。なお、うち経費等、報告内容の一部について、県から求めがあった場合、速やかに報告すること。

7 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、県と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、県の指示するところによる。
- (2) 受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。
- (3) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (4) 本業務の実施に伴い、県または第三者に損害を与えた場合は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理し、賠償すること。
- (5) 本業務に固有の手法、資料の著作権は県に帰属するものとする。
- (6) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、県に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (7) 本業務の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。
- (8) 本事業が完了したときは、県の定める方法により報告書を提出すること。
- (9) 県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (10) 本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- (11) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、県が受託者と協議して決定するものとする。